

処 分 基 準

令和6年12月12日作成

法 令 名 : 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則
根 拠 条 項 : 第9条
処 分 の 概 要 : 指定法人の指定の取消し
原権者(委任先): 長崎県公安委員会
法 令 の 定 め 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第1条第2号(指定の基準) 同第7条(是正又は改善の勧告)
処 分 基 準 自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則第9号各号に該当する場合、帰責事由が無い場合又は悪性のごく軽微な場合であって、是正等することができ、現に是正等しようとしているとき等を除き、指定を取り消すこととする。
問 い 合 わ せ: 住所地を管轄する警察署の生活安全課(刑事生活安全課) 又は警察本部生活安全企画課安全・安心推進係 電話095-820-0110 内線(3412~3414)
備考